



緒に就いた仮想通貨取引のマネーロンダリング対策

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員
志波和幸
kazuyuki_shiba@iima.or.jp

はじめに

仮想通貨¹の時価総額は、2017 年後半からの価格急騰及び 2018 年初のバブル崩壊を経て、今夏以降は 20 兆円台前半²で推移している。これは、バブル崩壊直前（約 90 兆円）の 4 分の 1 の規模ではあるが、依然として 1 年前（2017 年 10 月末：約 20 兆円）を上回っている。また、ICO³による新規コイン発行・上場などを受け、仮想通貨の種類は 2,000 を超えるに至っている。

仮想通貨は、その匿名性からマネーロンダリングに活用されるおそれがあると指摘されてきた。米データセキュリティ会社 Ciphertrace が 2018 年 10 月に発表したレポート⁴によると、2009 年 1 月から 2018 年 9 月にかけてビットコインを介した犯罪関連の送金額は判明分だけで 380,155BTC（現在の時価で約 24 億ドル）に達した。また、仮想通貨のハッキングなどによる流出総額（その大多数はのちにマネーロンダリングされるとみられる）は 2018 年 1～9 月間で 2017 年の約 3.5 倍に相当する 9 億 2,700 万ドルとなり、最終的に今年の被害総額は 10 億ドルを超えると予測されている。

¹ 最近では「仮想資産 (Virtual Asset)」や「暗号資産 (Crypto Asset)」などの言葉が用いられる場合があるが、本稿では便宜上「仮想通貨」という言葉を用いる。

² CoinMarketCap 社のデータより (<https://coinmarketcap.com/>をご参照)。

³ 資金調達希望者が、「独自の仮想通貨」を発行する代わりに投資家から資金を調達する方法。

⁴ [Cryptocurrency Anti-Money Laundering Report \(2018 Q3\)](#)をご参照。

図表 1：2018 年に発生した仮想通貨の主な流出事件

被害年月	被害者	所在国	被害総額 (百万ドル)	流出の原因	流出仮想通貨
2018年1月	Coincheck 仮想通貨交換業者	日本	530.0	交換業者へのハッキング	NEM(XEM)
2018年2月	BitGrail 仮想通貨交換業者	イタリア	195.0	交換業者へのハッキング	Nano(XRB)
2018年5月	Bitcoin Gold 仮想通貨取引プラットフォーム	－	18.0以上	「51%」攻撃(システムの脆弱性)	BTG
2018年6月	Coinrail 仮想通貨交換業者	韓国	40.0以上	交換業者へのハッキング	NXPS/ATC/NPER
2018年6月	Bitthumb 仮想通貨交換業者	韓国	30.0	交換業者へのハッキング	BTC/ETHなど11通貨
2018年6月	Geth イーサリアム公式クライアントソフト	－	20.0以上	プログラムの脆弱性	ETH
2018年7月	Bancor 仮想通貨交換業者	スイス	23.5	交換業者へのハッキング	ETHなど
2018年9月	Zaif 仮想通貨交換業者	日本	60.0	交換業者へのハッキング	BTC, MONA, BCH

(各種資料より国際通貨研究所作成)

わが国に目を転じると、警察庁の「平成 29 年度犯罪収益移転防止に関する年次報告書」⁵では、2017 年 4～12 月に仮想通貨交換業者が国に届け出て受理された「疑わしい取引」が 669 件あったと報告されている。

本稿では、仮想通貨のマネーロンダリングへの活用の可能性と、それに対する国内外の規制動向及び今後の課題について述べる。

1. 仮想通貨のマネーロンダリングへの活用の可能性

マネーロンダリングとは、麻薬の違法取引や犯罪にからんで得た不正資金の出所や流れを偽装する目的で、金融機関口座に送金を繰り返すなどして、資金を「洗浄」することである。昨今では組織犯罪が国際社会の脅威となっており、その犯罪収益はさらなる組織犯罪のために利用されうることから、組織犯罪防止のため各国がマネーロンダリング対策を取っている。

その国際協力・協調推進のための政府間機関として、1989 年に「マネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (FATF)」が設立された。設立当初は麻薬犯罪に関する資金洗浄防止を目的とした金融制度の構築を主な目的としていたが、2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ組織への資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも取り組んでいる。現在の主な活動は図表 2 の通りである。

⁵ https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2017.pdf をご参照。

図表 2 : FATF の主な活動

1	マネーロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な勧告 (FATF規制基準) の策定及び見直し
2	FATF参加国(地域)相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視(相互審査) (2017年10月現在の参加国(地域):37カ国、オブザーバー国(地域):3カ国)
3	FATF非参加国(地域)に対する、マネーロンダリング対策及びテロ資金対策推進のための支援活動
4	マネーロンダリング対策に非協力的な国・地域の特定・公表、及び是正措置の申し入れ

(各種資料より国際通貨研究所作成)

仮想通貨は 2008 年にナカモト・サトシ氏が発表した論文「Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System (ビットコイン : P2P 電子マネーシステム)」をもとに 2009 年に誕生したものである。その特徴として、次の 2 点が挙げられる。

- ①貨幣を有さない (インターネット上でのみ流通する)。
- ②政府や中央銀行などの公的機関が媒介しない (したがって、政府や中央銀行の信用に依存せずに発行することができる)。

ビットコインは世界で初めて発行・流通した仮想通貨であり、今もなお時価総額の 50% 以上を占める「仮想通貨の雄」として位置づけられている。

このビットコインと現金 (法定通貨) はいずれもマネーロンダリングに活用されうるが、各々の特徴によりその方法が異なる。例えば、現金は、手渡しなどの取引を交えると資金移動の追跡が困難となる一方、事前に貨幣を用意のうえ輸送するコスト・時間を要する。

一方、ビットコインは、ブロックチェーン上に「送信元アドレス (銀行における「預金口座」に相当するもの) から送信先アドレスにいくら移動したのか」といった取引データが記録されるため、第三者が資金の流れを把握することは可能である。しかし、そのアドレスの所有者が誰なのかに関する情報はブロックチェーン上に記録されていない。このため、ビットコインを始めとする仮想通貨は「匿名性が高い」といえる。加えて、それら仮想通貨は国境を超えた移動が電子的に短時間で可能であり、現金とは異なるマネーロンダリングに活用されうる点で問題があるといえる。

2. FATF のこれまでの動き

FATF が初めて仮想通貨を活用したマネーロンダリングなどに注目した報告書“Virtual Currencies: Key Definitions and Potential AML/CFT Risks”を公表したのは 2014

年6月であった。しかし、この報告書では、仮想通貨の種類（仮想通貨とデジタル通貨の違い、法定通貨との交換可否、中央集権型と分散型の違いなど）と、仮想通貨を利用したマネーロンダリングのケースを取り上げるにとどまった。そのため、仮想通貨交換業者が FATF 規制基準（The FATF Recommendations）の適用を受ける「金融機関、特定非金融業者、職業専門家（DNFBPs）」に該当するか否かは明確にされなかった。

図表3：仮想通貨に関する FATF レポート一覧

公表時期	レポート名
2014年6月	Virtual Currencies : Key Definitions and Potential AML/CFT Risks
2015年6月	Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Currencies
2018年7月	FATF Report to the G20 Finance Ministers and Central Bank Governors
2018年10月	Regulation of Virtual Assets

(国際通貨研究所作成)

そこで FATF は翌年6月に“Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Currencies” (以下「ガイダンス」) を公表し、仮想通貨市場に対する規制方針を示した。

その導入部分では、仮想通貨交換業者の位置付けを「仮想通貨と規制された法定通貨システムとの交点 (intersection)」とし、同交換業者が FATF 規制基準の適用対象である「金融機関 (financial institution)」に含まれることを明確にした。そして、各国当局がマネーロンダリングなどの仮想通貨取引の乱用リスクに取り組むため、FATF 規制基準のなかの適用するべき条項を明示した (図表4)。

図表4：ガイダンスで明示した FATF 規制基準の関連条項 (要請事項)

番号	条文要旨 (要請事項)	各国当局宛て要請	金融機関宛て要請
第1条	マネーロンダリング・テロ資金供与リスクを特定・評価・理解のうえ、それを軽減するための活動。	○	○
第2条	アンチ・マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する政策の策定。また、当局間の協働。	○	
第10条 第22条	顧客のデューデリジェンス (CDD) の強化。		○
第11条	取引に関するあらゆる記録を最低5年間記録・保管すること。		○
第14条	資金供給・価値送金サービスを提供する個人・法人に対して免許制または登録制を設ける。	○	○
第15条	新商品・新ビジネス・新テクノロジーに対するマネーロンダリング及びテロ資金供与リスクの特定・評価を行う。	○	○
第16条	金融機関が、国内外電送のオリジネーター (originator) に関する必要かつ正確な情報の確保を行っていることを確認。	○	
第18条	海外支店・子会社も、本部がある国のアンチ・マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する法令遵守すること。		○

(図表 4 の続き)

第20条	「疑わしき取引」の報告。		○
第26条	金融機関が「FATF規制基準(FATF Recommendations)」を遵守していることを確実にすること。	○	
第35条	金融機関などに対する実効性のある、バランスのある、抑止力を備えた罰則の策定。	○	
第40条	マネーロンダリング・テロ資金供与リスクに関する国際協調(第37条、第38条、第39条を含む)。	○	

(国際通貨研究所作成)

ただし、加盟国に遵守義務が生じる「FATF 規制基準」とは異なり、本ガイダンスはあくまでも「方針」を示したものとどまったため、各国が仮想通貨に関する法律を制定する動きは総じて鈍かった。

3. 仮想通貨に関する本邦の法的整備状況

(1) 法体制の整備

上記の FATF ガイダンスを受け、仮想通貨に関する包括的な法律を世界で初めて制定した国は日本である(2017年4月1日施行)。具体的には、以下2つの法体制が整備された。

まず「改正資金決済に関する法律」(以下「仮想通貨法」)を制定し、仮想通貨を「円・ドルなどの法定通貨、電子マネー、プリペイドカードとは異なる決済手段のひとつ」と定義した。そして、それを取り扱う仮想通貨交換業者の事前登録制を導入するとともに、その業者は国(金融庁)の監督の下で事業を行う旨を規定した。

図表 5 : 「仮想通貨法」の主な規定

第2条5項 1号、2号	仮想通貨の定義 ① 不特定多数の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ法定通貨(円や米ドルなど)と相互に交換できるもの。 ② 不特定の者を相手方として、相互に交換を行うことができる財産的価値(ただし、プリペイドカード、電子マネーではない)。 ③ 電子的に記録され、移転できる。
第63条の2	仮想通貨交換業者の登録 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣(その下の金融庁)の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。
第63の10	利用者保護等に関する措置 仮想通貨交換業者は、仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、手数料その他の契約内容についての情報の提供、その他の仮想通貨交換業の利用者の保護を図り、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(図表5の続き)

第63の11 利用者財産の管理	仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を、自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。
-----------------	--

(国際通貨研究所作成)

次に、仮想通貨に関するマネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」)が改正され、仮想通貨交換業者が当該法律の遵守が求められる「特定事業者」として追加された。

図表6：改正された犯収法における仮想通貨交換業者に関する主な規定

第2条2項 31号	「特定事業者」の範囲 仮想通貨交換業者を「特定事業者」に指定
第4条	取引時に確認が必要な取引 (本人特定事項、取引目的、職業/事業内容、実質的支配者、資産・収入状況)
	① 仮想通貨取引を継続・反復して行うことなどを内容とする契約の締結(アカウント開設契約など)
	② 200万円を超える仮想通貨の売買・交換(ハイリスク取引) ③ 10万円を超える仮想通貨の移転
第6条、第7条	取引時確認記録・取引記録などの作成及び保存義務
	① 取引時確認及び取引をした後、 ただちに これらの記録を作成する必要がある。 ② これらの記録は、 取引に関する契約が終了した日から7年間 保管しなければならない。
第8条	疑わしい取引の届出の義務
	① 取引上受け取った財産が犯罪によって得られたもの(お金に限らない)である疑いがある場合、届出が必要。 ② 顧客に取引を使用してマネーロンダリングを行っている疑いがある場合。
第11条	社内管理体制の整備
	① 取引時確認などに関する教育訓練の実施
	② 取引時確認などの措置の実施に関する規程の作成
	③ 監査および総括管理者の専任 ④ 調査所の内容を勘案して講ずべきものとして法律などで定める措置

(国際通貨研究所作成)

(2) 仮想通貨交換業者の対応状況

しかし、2018年1月のコインチェック社での仮想通貨(NEM)流出事件を受け、金融庁が仮想通貨交換業者への立入検査を順次実施したところ、多数の業者でマネーロンダリング対策に関し、仮想通貨法と犯収法を遵守していないことが判明した。これを受けて、2018年8月に金融庁は「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課

題」⁶を公表し、図表7のような問題点が認められた旨を明らかにしている。

図表7：仮想通貨交換業者のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する課題

複数回にわたる高額な仮想通貨の売買にあたり、取引時確認及び疑わしい取引の届出の要否の判断を行っていない。
法令に基づく取引時確認を十分に実施しないまま、仮想通貨の交換サービスを提供しているほか、疑わしい取引の届出の要否の判断を適切に実施していない。
マネーロンダリング及びテロ資金供与リスクなど各種リスクに応じた適切な内部管理態勢を整備していない。
取引時確認を検証する態勢を整備していないほか、職員向けの研修も未だ行っていないなど、社内規則などに基づく業務運営を行っていない。
疑わしい取引の届出の判断が未済の観客について、改めて判断し、届出を行ったとしているが、当局の指導にもかかわらず、当局が要請した内容を十分に理解する者がいないため、是正が図られていない。

その後、これらの指摘を受けた仮想通貨交換業者は、自社にアカウント開設した投資家・消費者に対する本人確認ルールの制定及び「疑わしき取引」検知機能の高度化などの施策を順次実施している。

(3) 本邦法令に残置する課題

上記のように、仮想通貨法の制定と犯収法の改正により法体系が整えられ、その遵守状況も今後は改善すると見込まれる。しかしながら、これらの2つの法令を持ってしても、全ての仮想通貨取引に対しマネーロンダリング規制の網をかけることは、実は困難であると思われる。

その要因の一つとして、現状の犯収法（第4条）で取引確認義務が発生するのは次の①～③の時点と規定されているものの、この義務は仮想通貨交換業者以外には課せられないことが挙げられる。

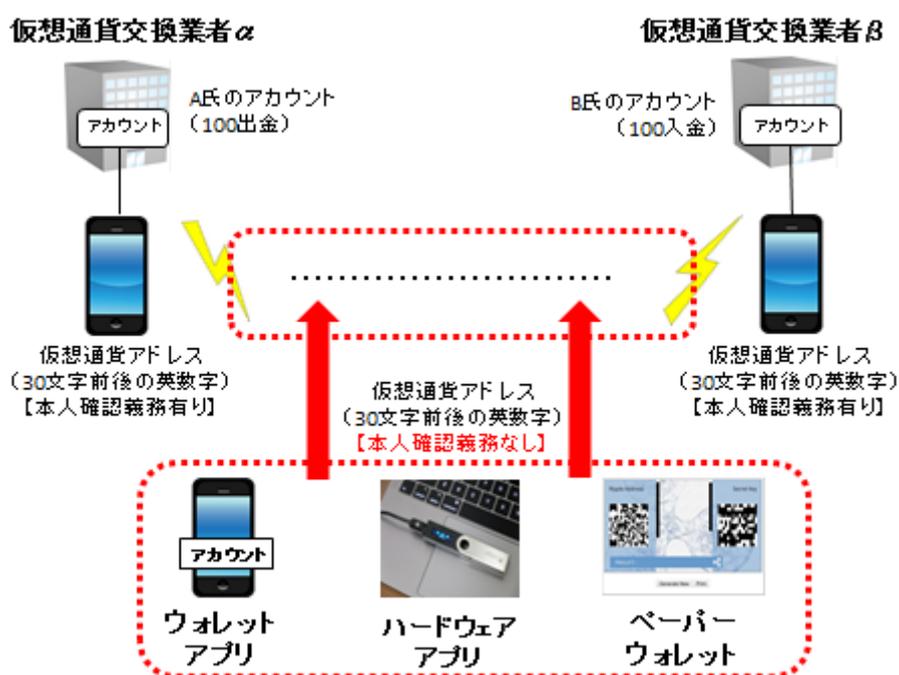
- ①仮想通貨交換業者にアカウントを開設する時。
- ②その業者のアカウントを用いて一定額の「法定通貨＝仮想通貨」または「仮想通貨＝仮想通貨」の交換を行う時。
- ③その業者のアカウントを用いて一定額の仮想通貨の出金・入金を行う時。

そのため、以下の①～③のアプリケーション／媒体を介した仮想通貨の移動が行われると、その追跡が困難となる。

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180817amlcft/20180817amlcft-1.pdf> をご参照。

- ① 「ウォレットアプリ」：スマートフォンのアプリケーションに、仮想通貨を保管。
- ② 「ハードウェアウォレット」：市販されている USB などのフラッシュメモリーやハードウェアウォレットに仮想通貨を保管。
- ③ 「ペーパーウォレット」：パスワード等の仮想通貨情報を紙に転写して復元する方法。

図表 8：ウォレットアプリなどを利用した取引（イメージ図）



(国際通貨研究所作成)

加えて、現時点で仮想通貨交換業者に対し取引確認を法律で義務付けているのは日本及び一部の主要国だけであるため、他国の仮想通貨交換業者に開設されているアカウントに送金した場合（または、他国の仮想通貨交換業者に開設されているアカウントから仮想通貨を受領した場合）、送金先（送金元）の個人・法人名などを特定するのが困難となる。

実際、分析団体 P.A.ID Strategies の調査報告書⁷によると、調査対象とした欧米 25 の大手仮想通貨交換業者及びウォレット提供企業のなかで、本人確認作業を行っていたのはわずか 32% しかなかったとされている。

以上の取引確認義務に係る脆弱性については、金融庁が 2018 年 4 月から随時開催し

⁷ https://www.mitekssystems.co.uk/sites/default/files/docs/Cryptocurrency_identity_Crisis_Whitepaper_web.pdf をご参照。

ている「仮想通貨交換業等に関する研究会」⁸でも参加メンバーから指摘が出ており、今後関連規制の強化が検討されることが期待される。

4. 2018年以降の国際的な仮想通貨規制の動向

2017年の仮想通貨取引の普及と同時に、それらの決済商品及び決済サービスがマネーロンダリングなどに乱用されるリスクが高まったことを受け、より拘束力のある国際ルール制定の気運が高まった。そして、2018年に入ると、前掲図表1の通り高額のハッキング事件が生じるとともに、それが犯罪資金に使用されるおそれが出てきたことを受け、FATF及びG20は仮想通貨取引の規制強化に向けた取り組みを次々と発表した。

(1) 2018年3月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明

アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明⁹で、「仮想通貨は、消費者・投資家保護、市場の健全性、脱税、マネーロンダリング・テロ資金供与などの観点から法定通貨（sovereign currencies）が有している主要な属性が欠如している」と言及した。そして、FATFが規制基準を仮想通貨に適用するよう見直しを行うとともに、そのグローバルな履行を進めることへの期待を表明した。加えて、FATFを含む国際的な基準設定団体（SSBs）¹⁰に、仮想通貨市場の監視継続とその結果報告を7月までに行うよう要請した。

(2) 2018年7月のFATFの報告

上述の要請を受けFATFは7月24日に「G20財務大臣・中央銀行総裁会議に対する報告」を公表した。そこでは、調査対象国の仮想通貨の規制状況に温度差があるうえ（禁止3カ国、規制施行済み7カ国、疑わしい取引の報告のみ2カ国、規制施行準備中11カ国）、その状況が急速に変化することから、グローバルに一貫した規制策定に取り組むことは、かえってリスクを増大させようとの懸念を示した。

また、仮想通貨に関する国際的に一貫した取り組みを進めるため、6月から現在のガイダンスと規制基準の改正の必要性について検討を開始した。特に、仮想通貨以外の金融活動の規制基準ともなる「The FATF Recommendations」がいかに仮想通貨及びその関連ビジネスに適用されるかを早急に明確化する必要があるため、今年9月に会合を開いたうえで翌10月に詳細な提案書を提出すること（下記（3））を検討しているとした。

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/kasoukenkyuukai.html> をご参照。

⁹ https://g20.org/sites/default/files/media/communique_fmcbg_march_2018.pdf の「#9」をご参照。

¹⁰ 国際決済銀行（BIS）傘下の決済・市場インフラ委員会（CPMI）とバーゼル銀行監督委員会（BCBS）、及び証券監督者国際機構（IOSCO）など。

(3) 2018年10月のFATFの報告

FATFは、10月14～19日にかけてパリで主催した「FATF WEEK¹¹」会合の閉幕後に「仮想通貨の規制に関する件」¹²を公表した。そこでは、2015年時点で既に仮想通貨に関するガイダンスを出していたが、犯罪やテロに使用されることを防ぐべく、全ての国が早急に協調行動をとる必要性を強調した。

また、FATF規制基準に「仮想通貨」と「仮想通貨サービスプロバイダー」の定義を新たに追加した。そして、仮想通貨サービスプロバイダーが継続的な監視、記録の保管、疑わしい取引の報告などのアンチマネーロンダリング/テロ資金供与規制の対象となることを確実にするべく、各国当局に対して同プロバイダーへ登録制または許可制の導入を求めた。

加えて今後12ヵ月間¹³で、仮想通貨動向に対しFATF規制基準に記載の各種規制事項が引き続き適切であるか、また更新の必要があるかを再協議すると宣言した。

図表9：2018年10月のFATF規制基準の改訂箇所

第15条: New Technologies (以下の文言を追加)
To manage and mitigate the risks emerging from virtual assets, countries should ensure that virtual asset service providers are regulated for AML/CFT purposes, and licensed or registered and subject to effective systems for monitoring and ensuring compliance with the relevant measures called for in the FATF Recommendations.
GENERAL GLOSSARY (以下の2用語を追加・定義)
【Virtual Asset】 A virtual asset is a digital representation of value that can be digitally traded, or transferred, and can be used for payment or investment purposes. Virtual assets do not include digital representations of fiat currencies, securities and other financial assets that are already covered elsewhere in the FATF Recommendations.
【Virtual Asset Service Providers】 Virtual asset service provider means any natural or legal person who is not covered elsewhere under the Recommendations, and as a business conducts one or more of the following activities or operations for or on behalf of another natural or legal person: i. exchange between virtual assets and fiat currencies (仮想通貨と法定通貨間の取引業者)

¹¹ 世界の204の政府機関（IMF、国際連合、世界銀行を含む）に所属する800名以上の職員が、マネーロンダリング防止やテロ資金供与対策に関する140項目の議題について協議する会合。

¹² <http://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/regulation-virtual-assets.html> をご参照。

¹³ その後、FATF会長は一部のマスコミに対し、「各国での施行がFATFが期待する水準に達するよう、2019年6月までにFATF規制基準の追加改訂指示を出す予定だ」と発言した。

(図表 9 の続き)

ii. exchange between one or more forms of virtual assets (仮想通貨間の取引業者)
iii. transfer of virtual assets (仮想通貨の送金業者)
iv. safekeeping and/or administration of virtual assets or instruments enabling control over virtual assets (仮想通貨または仮想通貨の管理を可能とする証券の保管・管理業者)
v. participation in and provision of financial services related to an issuer's offer and/or sale of a virtual asset (ICO発行・販売に関する金融サービスへの参加業者またはそのサービスの提供業者)

(和訳は国際通貨研究所作成)

おわりに

上記の通り、仮想通貨のマネーロンダリング対策は着実に強化される方向にある。規制の整備は健全な仮想通貨市場の構築・維持に不可欠であり、長期的には仮想通貨が金融商品の一種として認知されるうえでの必要なプロセスと言えよう。

しかしながら、その強化のスピードは遅いと言わざるを得ない。確かに仮想通貨の定義及び価値がまだ確定していないなか、形ばかりの規制を設けても実効性の点で疑問があるとする識者もいる。また、強すぎる規制は金融イノベーションを阻害するという見方もある。しかし、マネーロンダリングでの活用が年々増加しているといわれる現状下、早急な規制強化は不可欠である。

2019 年は日本が G20 議長国となる。そして、同年の G20 首脳会談 (6 月 28~29 日) に重なるように FATF 全体会合の開催 (6 月 23~29 日) や FATF 規制基準の改訂 (6 月) が予定されている。こうしたなか、日本には G20 議長国の立場から議論を取りまとめることが求められている。

2018 年 10 月 24 日には「一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会 (JVCEA)」が金融庁に仮想通貨法上の認定資金決済事業者協会として認められた。今後は、世界で初めて仮想通貨に関する法律を制定した国として、日本の当局と業界団体が二人三脚で規制強化に取り組み、国際的な議論を主導することに期待がかかる。

図表 10：今後の仮想通貨規制に関する主なイベント

日付	会議名など	開催場所
2018年11月30日 - 12月1日	G20サミット(第13回)	アルゼンチン (ブエノスアイレス)
2019年2月17日 - 2月22日	FATF全体会合	フランス (パリ)
2019年6月8日 - 6月9日	G20財務大臣 ・中央銀行総裁会議	日本 (福岡)
2019年6月23日 - 6月28日	FATF全体会合	米国 (開催場所未定)
2019年6月28日 - 6月29日	G20サミット(第14回)	日本 (大阪)
2019年6月(予定)	FATF規制基準 (The FATF Recommendations) の更新版公表(?)	—
2019年10月13日 - 10月18日	FATF全体会合	フランス (パリ)

(各種資料より国際通貨研究所作成)

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
 All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
 Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan
 Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422
 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2
 電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422
 e-mail: admin@iima.or.jp
 URL: <https://www.iima.or.jp>